資料４

次期計画の概要について

１　計画の策定

老人福祉法第２０条の８に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第１１７条第１項に基づく「介護保険事業計画」の見直し、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第１３条第１項に基づく「市町村認知症施策推進計画」を合わせた「第１１次入間市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画・入間市認知症施策推進計画」として、一体的な計画を策定します。

計画の策定にあたっては、令和９年度を見据えた高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、認知症施策推進計画の調和を保つとともに、入間市地域福祉計画との整合がとれた計画とします。

(1) 計画期間

令和９(2027)～令和 11(2029)年度の３か年計画。この計画に基づき、３か年の第１号被保険者（６５歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定します。

（参考）第８期（令和３～５年度）　　保険料基準月額　４，９４０円

第９期（令和６～８年度）　　保険料基準月額　５，３９０円

(2) スケジュール

令和８年 ７月～ ９月	第 10 期計画における主な施策展開の方向性の検討
10 月～12 月	計画素案検討･作成、計画素案完成、サービス見込量及び保険料の概算推計
令和８年 12 月 ～令和９年１月	パブリックコメント実施
令和９年３月	計画策定、介護保険料の改定（介護保険条例の改正）

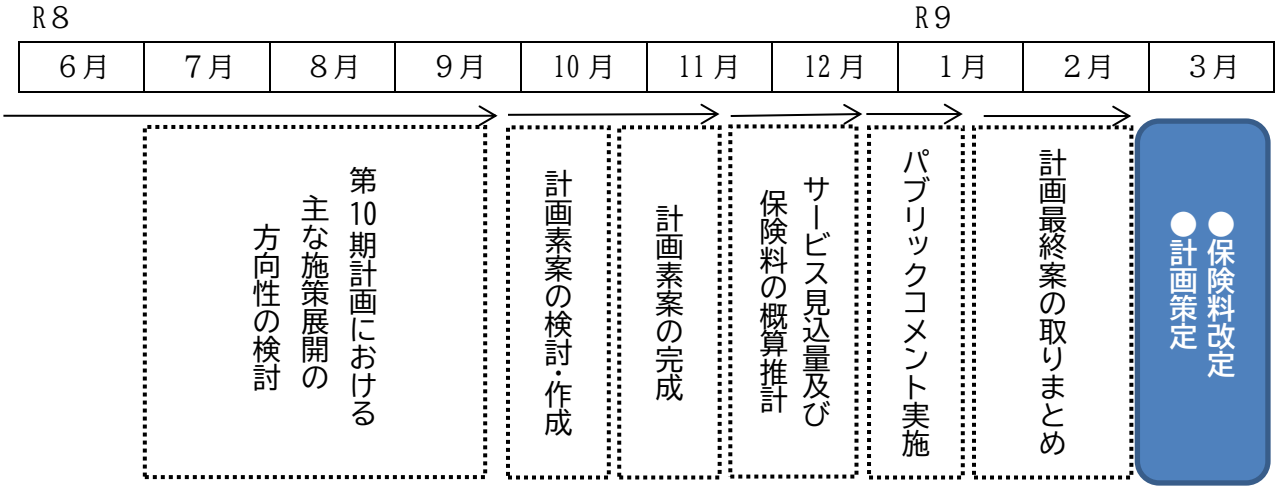

2　国の動向等

(1) 国の介護保険制度改革の動き

① 近年の状況・課題

- 令和７年にはいわゆる団塊の世代が 75 歳以上に到達し、国民の４人に１人が後期高齢者という超高齢社会を迎え、要介護認定率や介護給付費が急増する 85 歳以上人口は令和 17 年まで 75 歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和 42 年頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。
- 今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なっていく見込みにあるなか、地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえながら、介護予防・健康づくり、人材確保・定着、デジタル活用等に取組み、地域包括ケアシステムを維持したうえで、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が求められています。
- 令和６年１月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、同年 12 月には、認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進することを目的とした「認知症施策推進基本計画」が閣議決定されました。

② 介護保険制度の見直し

- 令和７年７月 25 日、「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において、2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめがおこなわれ、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要であることが提言されました。

(2) 国の第 10 期介護保険事業計画策定にかかる「基本指針」について

①基本指針とは
- ・介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
- ・３年を一期とする都道府県・市町村介護保険事業計画作成のガイドラインの役割
  （計画の「基本的記載事項」や「任意記載事項」を示す。）
- ・令和８年７月中に「基本指針（案)」が提示される予定。

②基本指針が定めること
- ・サービスを提供する体制の確保、地域支援事業の実施に関する基本的事項
- ・サービスの種類ごとの量の見込みとそれを定めるにあたって参酌すべき標準
- ・その他計画の作成に関する事項
- ・その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

③第 10 期介護保険事業計画の方向性
- ・人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制や支援体制の構築
- ・介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援
- ・地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア

④第10期介護保険事業計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項(令和８年３月時点)

・国から下記の「2040 年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方」において、第 10 期介護保険事業計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項が提示されています。

2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

○　2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、**第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要**となる。

○　その際、**「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」**等について、第９期までの取組を前提に、**第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。**

介護保険制度の見直しに関する意見（令和７年12月25日）（抜粋）

（中長期的な推計）

○　**市町村が定めている中長期的な推計について、介護保険事業計画の記載事項として位置付けを明確化**し、**都道府県についても、2040年に向けての中長期的な推計を介護保険事業支援計画の記載事項へ追加**し、必要な情報提供や助言、協議の場の設置等により支援や調整を行っていくことが適当である。

（2040年に向けた地域課題への対応）

○　2040年に向けた中長期的な推計により、都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、中山間・人口減少地域対応や医療・介護連携、人材確保・生産性向上、高齢者住まいなど、明らかになった地域課題への対応の観点を含めて、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行うことが必要である。

○　このため、**介護保険事業（支援）計画において、都道府県及び市町村が以下の内容について記載することが適当**である。

- **2040年に向けての中長期的な推計**
- **中山間・人口減少地域対応として特例介護サービスの新たな類型や新たな事業の仕組み等の導入及び導入地域**
- **総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場において検討した医療・介護連携に係る提供体制の構築に必要な取組**
- **有料老人ホームにおける入居定員総数及び要介護者の入居状況**
- **市町村の総合事業の基盤整備を推進するため、都道府県が伴走的な支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進すること**
- **人材確保や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等に係る地域の目標及びその達成に向けた方策**

○　その際、中長期の地域課題について、保険者である市町村単位で検討することを基本とした上で、都道府県も関与しながら市町村を越えた広域的な議論をする仕組みが必要であり、第10期介護保険事業計画期間から、都道府県と市町村が既存の介護保険事業（支援）計画の策定プロセスの中で実効的なすり合わせを行うとともに、地域の状況に応じ順次、介護保険事業計画について老人福祉圏域単位等で調整・協議するための会議体を設置するなど、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、本格的に議論するための体制を構築することが適当である。

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ

○介護サービス基盤の計画的な整備

①　介護保険事業（支援）計画の策定

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②　地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等）について議論。
- 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

①　総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

②　頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③　認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

①　都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

②　テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

※　法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定

令和８年３月９日：社会保障審議会介護保険部会より

＜参考＞　第９期計画（現行計画）における入間市の基本理念と計画目標

（１）策定目的

高齢者福祉分野のみならず、あらゆる分野との連携・協働を図るとともに、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

（２）基本理念

入間市総合計画・後期基本計画の高齢者福祉分野の目標を踏襲して、

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で
生きがいをもって生活できる環境が整備された、
明るく活力のあるまちを目指します。

を基本理念とし、まちづくりを進めていきます。

（３）基本目標

本計画は、前項の基本理念に基づき、以下の３つの視点を基本目標に掲げています。

●基本目標１「高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちをつくる」

高齢者一人ひとりが、元気に地域で生活を続けるために、健康づくりと介護予防を推進していきます。また、高齢者がいきいきと暮らせるよう、地域活動や交流機会を充実させるとともに、高齢者の貴重な経験や知識・技術を生かし、生きがいと自信を持って活躍できるよう社会参加を促進します。

●基本目標２「介護が必要になっても安心して暮らせるまちをつくる」

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳をもって自分らしく、自立した日常生活を営むことができる社会の実現に向けて、医療、介護、福祉の多職種の連携を深めていきます。また、認知症施策や在宅医療と介護の連携、生活支援サービスの充実・強化を図り、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取組みます。

●基本目標３「市民が市民を支えるまちをつくる」

地域全体に支え合いの意識を広め、地域で高齢者を支援する地域福祉活動の充実をめざしていきます。

高齢者が今までに培ってきた知識や技術を活かして社会に貢献することができるよう、市民のささえあい活動を促進します。また、市や社会福祉協議会等と連携することで、活動の幅を広げていきます。

（４）施策体系

［ 基本理念 ］
高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生きがいをもって生活できる環境が整備され、明るく活力のあるまちを目指します（総合計画より）
［ 項目 ］
［ 施策の方向性 ］
基本目標１
高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちをつくる
（１）自立支援、介護予防・フレイル予防・重度化防止、健康づくりの充実・推進
（２）生きがいづくりの推進
（３）社会参加の促進
（４）市独自の取り組み
（５）成果指標
基本目標２
介護が必要になっても安心して暮らせるまちをつくる
（１）在宅で暮らし続けるための重層的・包括的な支援
（２）認知症施策の推進
（３）在宅医療・介護連携の推進
（４）権利擁護の推進
（５）高齢者虐待の防止
（６）家族介護者の支援
（７）高齢者の住まいに係る施策
（８）老人福祉施設に係る施策
（９）災害への備えや感染症対策に係る体制整備
（10）成果指標
基本目標３
市民が市民を支えるまちをつくる
（１）地域課題の抽出・地域資源の把握、解決策の検討
（２）地域資源の開発と担い手の養成
（３）地域のささえあい活動の促進
（４）成果指標
第１章　基本目標の展開
第２章　介護保険制度の安定的な運営